

議案第30号

備前市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

備前市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

スポーツ推進審議会委員	日額	6,500
-------------	----	-------

」を

「

スポーツ推進審議会委員	日額	6,500
監査専門委員	1回につき	20,000円以内の額で代表監査委員が定める額

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第30号参考資料

備前市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
職名	報酬 単位	金額(円)	費用弁償	職名	報酬 単位	金額(円)	費用弁償
監査委員～スポーツ推進委員 (略)							
スポーツ推進審議会委員	1回につき	20,000円以内の額	備前市職員 の旅費に関する 条例 (平成17年 備前市条例 第59号)の 規定に基づ き職員が支 給を受ける 額に相当す る額	スポーツ推進審議会委員	日額	6,500円	備前市職員 の旅費に関する 条例 (平成17年 備前市条例 第59号)の 規定に基づ き職員が支 給を受ける 額に相当す る額
監査専門委員		代表監査委員が定める額		医師、薬剤師等で学校医、園医、福祉嘱託医、学校 ある嘱託員 ある嘱託員 症初期集中支援チーム構成員額 (専門医)	日額	6,500円	備前市職員 の旅費に関する 条例 (平成17年 備前市条例 第59号)の 規定に基づ き職員が支 給を受ける 額に相当す る額